

# 基本目標 1

## 健康で暮らし続けられるまち

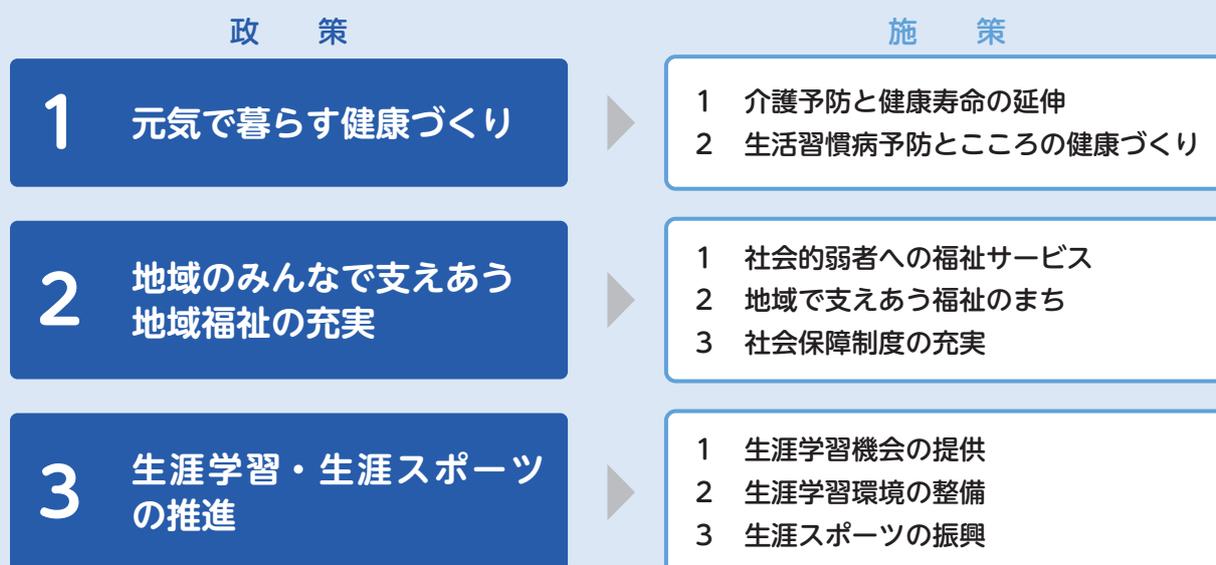
### 政策の展開

- 1 元気で暮らす健康づくり
- 2 地域みんなで支えあう地域福祉の充実
- 3 生涯学習・生涯スポーツの推進



# 健康で暮らし続けられるまち

## 施策体系



## 重点プロジェクト

### 「日本一の健幸長寿都市・二本松」プロジェクト

市民の誰もが健康で幸せに長生きできる日本一の都市を目指し、政策パッケージとして、各種事業に取り組みます。

“いきいき” “にこにこ” “かみかみ” “てくてく” “しるしる”

- **いきいきと暮らす健康な心身をつくりましょう**  
体を動かす場へ参加しよう、趣味や活動の場を見つけよう
- **にこにこしましょう**  
ストレスとうまく付き合う方法を知り、にこにこ暮らしましょう
- **かみかみしましょう**  
ずっと自分の歯で食べるためのお口の健康づくり
- **てくてく歩きましょう**  
健康的に運動をして、寝たきりやメタボにならない体をつくろう
- **自分の体を知りましょう**  
検診を受診して、自分の体の状態を知ろう、健康相談会で体の悩みを相談しよう

# 政策 1 元気で暮らす健康づくり

## 目指す指標

指 標 名	現状値	目 標 値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
要介護認定を受けていない高齢者の割合	81.94%	81.63%	81.55%
特定健康診査受診率	44.1%	55.0%	60.0%
定期的に歯科検診を受けている人の割合	24.7% (平成30年度)	30.0%	35.0%
子ども1人当たりの平均「う歯」数	0.98本	0.83本	0.65本

### 施策 1-1

## 介護予防と健康寿命の延伸



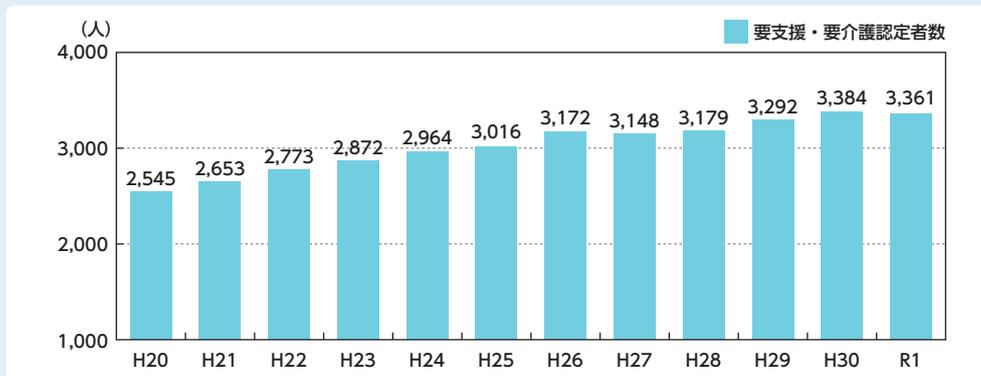
## 現状と課題

市民の健康の維持・増進に向けて、健康増進計画やデータヘルス計画に基づき、健康づくりに向けた幅広い施策や保健事業に取り組んでいます。

しかし、本市の要支援・要介護認定者数は年々増加の一途をたどっており、今後、本格的な超高齢社会を迎える中で、全ての市民が健やかで心豊かに生活できる社会を実現していくためには、介護予防をはじめとする健康づくりの推進が一層重要となっています。

### 関連データ

要支援・要介護認定者数



出典：「介護保険事業状況報告」（厚生労働省）／各年度末

## 基本方針

高齢者がいつまでも健康で暮らし続けられるよう、介護予防の取り組みを充実させるとともに、食生活や運動、喫煙、飲酒などの生活習慣の改善を促進することにより健康寿命の延伸を図ります。

また、市民健康体操「ほんとの空体操」や「いきいき百歳体操」の普及を図り、地域ぐるみの健康づくり運動を推進するなど、多くの市民が元気で健やかに暮らせることを目指します。

## 主な取組事項

事業名	事業内容
健康づくり推進事業 (健康増進計画等各種計画の進行管理)	第二次二本松市健康増進計画(平成29年度策定:平成30~令和9年度)の進行管理を行う。すこやか親子21計画・食育推進計画・自殺対策計画を含む。
健康づくり推進事業 (健康づくり推進協議会・健康推進委員会)	市長の諮問に応じ市の健康づくりに関する事項について、審議を行う(健康づくり推進協議会)。 市の保健活動を推進・協力するとともに、市民の健康保持増進のため知識や技術を提供する(健康推進委員会)。
健康づくり推進事業 (食育推進事業の実施(食事と減塩指導))	健康寿命延伸を目指し、食育月間、食育の日推進事業、県の減塩&野菜を食べよう大作戦と連携を図りながら、新たな健康づくり事業を実施する。
予防接種事業(成人・高齢者)	成人男性対象の風しん抗体検査等事業(令和3年度まで)や65歳以上または60~64歳の身体内部障がい1級程度の市民へのインフルエンザ・肺炎球菌予防接種を実施する。
予防接種事業(任意)	生後6カ月~中学生、妊婦のインフルエンザや妊娠出産予定の成人の風しん抗体検査および予防接種の補助を行う。また、未就学児のおたふくかぜワクチン接種の補助を行う。
歯っぴいスマイル事業	歯科衛生士、保健師による歯みがき教室(幼稚園、保育所、小中学校の希望校)を実施。また、妊婦歯科検診や満4歳まで3回分のフッ素塗布受診券の発行を行うほか、市内保育所・幼稚園年長児、および小学生の希望者に対しフッ素洗口を実施する。
温泉等利用健康増進事業	70歳以上になる方に、健康の増進、閉じこもりの解消を目的として、市が協定している温泉等施設の利用券を交付する。
特定健診受診勧奨事業	特定健診未受診者に対し受診を働きかけ、特定健診受診率の向上を図る。
糖尿病性腎症重症化予防事業	糖尿病性腎症の重症化が懸念される被保険者に対し、服薬・食事・運動等生活習慣の見直しにつながる保健指導を行い、重症化の予防を図る。

事業名	事業内容
データヘルス計画の推進	二本松市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく各種保健事業（医療費適正化対策事業を含む）をPDCAサイクルにより実施する。
介護予防事業	高齢者自身が健康で、自分の意志で自由に活動できるよう、厚生労働省等の根拠に基づく支援策を介護保険料を活用し、提案、支援を行う。
介護予防・生活支援サービス事業	要支援認定者ならびに事業対象者の介護予防および地域における自立した生活の支援として訪問型・通所型等のサービスを提供する。
介護予防普及啓発事業	介護予防に資する基本的な知識の普及のため、サロン・老人会・通いの場に対し、運動指導士・歯科衛生士・栄養士や包括支援センター職員などを派遣し、介護予防教室を行う。
通所型介護予防事業	要介護状態にならないように運動指導士等が筋力アップ運動やストレッチなどを指導する介護予防教室を行う。
地域介護予防活動支援事業	介護予防に関するボランティア等の人材育成のための研修および地域活動組織の育成・支援事業。通いの場の立ち上げを実施している組織リーダー等に研修を実施し、息の長い活動を支援していく。

## 施策 1-2

# 生活習慣病予防とこころの健康づくり



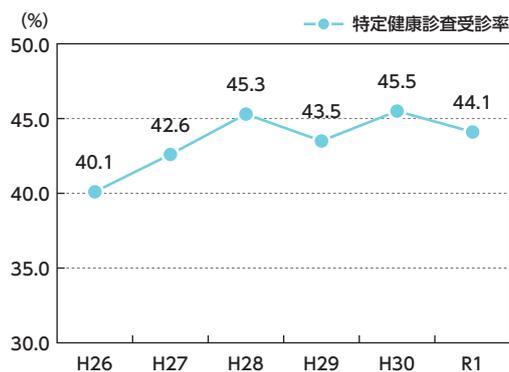
### 現状と課題

生活習慣病が増加の一途をたどっていることもあり、本市ではこれまで、保健センターを中心に生活習慣の改善に役立つ情報提供や食育の推進、各種健（検）診や保健指導などに取り組んできました。その一方で、各事業においてターゲットとなるべき年代の参加・受診が少ないなどの課題も見られることから、市民の自発的な事業参加や実践活動を促す効果的な取り組みを推進する必要があります。

また、体の健康のみならず、多くのストレス因子に囲まれて過ごす現代では、ストレスと上手に向き合い、適切な休養を確保するなど、こころの健康の保持・増進に向けた取り組みが求められています。

### 関連データ

特定健康診査受診率



出典：「国保年金課資料」（二本松市）／各年度

## 基本方針

各種健康診査やがん検診、歯科口腔健診を実施するとともに、健康診査の事後指導の充実により、生活習慣の改善と疾病の早期発見・早期治療を促進します。

また、情報の提供、健康教室、健康相談などを通じて市民一人ひとりの健康づくりの意識啓発を図るとともに、食生活や運動、喫煙、飲酒に関する健康教育の実施により、予防可能な生活習慣病の発症と重症化の抑制に努めます。

さらに、こころの健康づくりの重要性の啓発や、悩みや困りごとに対する相談支援体制の強化、こころの発する SOS に気づくことのできる人材の養成など、こころの健康増進と自殺の未然防止に努めます。

## 主な取組事項

事業名	事業内容
生活習慣病予防事業 (各種健診およびがん検診の実施 (特定健診除く))	<p>集団検診：健康診査（40歳以上の生活保護受給者）、胃・大腸・肺がん検診、肝炎・前立腺検査、結核検診、子宮がん・骨粗しょう症検診、乳がん検診（岩代・東和地区のみ）の実施。</p> <p>施設検診：胃・大腸・肺がん検診、肝炎・前立腺検査、子宮がん検診、乳がん検診の実施。</p>
生活習慣病予防事業 (健康教育、健康相談の実施)	関係各課と連携しながら、医師、栄養士、歯科衛生士、運動指導士による生活習慣病、がん、糖尿病、禁煙等に関する健康教育を実施する。
生活習慣病予防事業 (家庭訪問等による保健指導)	肝炎フォローアップ事業対象者、健診結果により緊急に医療的な対応が必要と思われる方への訪問指導を実施する。
生活習慣病予防事業 (健康教室（プールを活用したメ タボ解消事業）の実施)	特定健康診査の連続受診者で、BMI25以上かつ平成28年度をベースに体重増加がみられる者のうち、改善意欲のある方が対象。重症化予防の観点から体重増加量に着目する。
生活習慣病予防事業 (19歳以上のがん検診の実施)	19歳以上を対象に、肺がん、胃がん、大腸がんの集団検診および子宮がん、乳がん検診の集団・施設検診を実施する。
生活習慣病予防事業 (がん施設検診の実施（胃、大腸、 肺、前立腺がん等）)	施設検診での肺がん、胃がん、大腸がん、肝炎ウイルス検診、前立腺がん検診、施設検診の子宮がん、乳がん検診を実施する。
生活習慣病予防事業 (保健師による特定保健指導の実 施)	特定健診の結果により、生活習慣病の重症化予防の対象者を把握し、健康の保持に努める必要がある者（腹囲・BMIが基準以上で、追加リスク（血糖・脂質・血圧）の該当と喫煙歴の有無）に対し、特定保健指導を実施する。
精神保健事業 (こころの健康づくり事業)	メンタルヘルスに関する情報の普及、個別の相談の実施により、こころの健康への関心を高める。

事業名	事業内容
精神保健事業 (ゲートキーパー養成講座の開催)	ゲートキーパー(命の門番)を担う人材の育成を行い、地域の中で住民のこころの変化への気づきや相談できる環境を作る。
自殺対策の実施	自殺対策計画に基づき、普及啓発・対面相談・支援人材育成事業等を行う。PDCAサイクルを通じて実践的な評価・改善を行い、自殺対策の目標値の達成、自殺対策の推進を図る。
人間ドック検診事業	30歳から65歳までの5歳毎の節目者および68歳になる市民に対し実施する。
特定健診受診勧奨事業 (再掲: 1-1-1 掲載)	特定健診未受診者に対し受診を働きかけ、特定健診受診率の向上を図る。
国保特定健診事業	40歳から74歳の被保険者に対し、生活習慣病の予防に着目した健康診査を実施し、被保険者の健康管理を図る。
国保特定保健指導事業	特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、予防効果が期待できる被保険者に対して、保健指導により生活習慣の改善を促し、生活習慣病の予防を図る。
後期高齢者健診事業	75歳(一定の障がいのある方は65歳)以上の被保険者に対し、生活習慣病等の予防および早期発見のために健康診査を実施し、被保険者の健康管理を図る。

# 政策 2 地域のみんなで支えあう地域福祉の充実

## 目指す指標

指 標 名	現状値	目 標 値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
通いの場の参加者数	年 386 人	年 1,700 人	年 1,800 人

### 施策 2-1

## 社会的弱者への福祉サービス



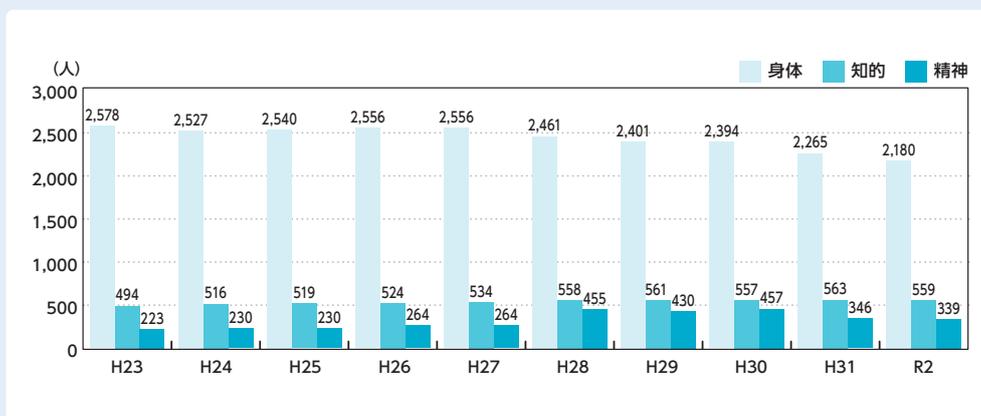
## 現状と課題

高齢者介護や障がい者支援等の福祉サービスのニーズ増加を受け、福祉・医療の現場で働く人材不足が、福祉サービス提供の体制づくりの大きな課題となっています。

家族の介護力の低下や地域のつながりの希薄化などが進む中で、高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で、できる限り自立した生活を持続するため、支援を必要とする人が必要となときに必要なサービスを提供できる体制の整備が求められています。

### 関連データ

障害者手帳保持者数



出典：「二本松市社会福祉の概況」（二本松市）／各年3月31日現在

基本方針

高齢者になっても元気でかつ、健康で自立した生活が送れるよう、日常生活に必要な支援を提供できる体制づくりとサービスの充実を図ります。

介護保険の円滑な運営と地域包括支援センターの充実により、医療機関やボランティア、NPO 法人、団体等と横断的な連携を図ることで、被保険者の意思を尊重し住み慣れた家庭や地域で自分らしい生活が送れるよう支援します。

また、障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活支援拠点等の整備や相談支援体制の強化を図るとともに、障がい者一人ひとりがその適性を生かし就職ができるよう多様な就労機会の拡充に努めます。

主な取組事項

事業名	事業内容
生きがい活動支援通所事業	介護保険の対象とならない概ね 65 歳以上の高齢者を対象に、心身機能の維持向上を図り、健康でいきいきとした生活を営むよう支援するため、週 1 回のデイサービス事業を実施する。
高齢者等生活支援事業	高齢者の生活を支援し、住み慣れた地域でいつまでも暮らすことができるような事業を展開する。
巡回福祉車両運行事業	65 歳以上の高齢者や障がい者等の方が、通院や買い物、公共施設に向かう時に利用できる乗合型タクシーを運行する。
公共交通の充実 (デマンド型乗合タクシー運行)	安達、岩代、東和地域において、地域住民の移動手段としてデマンド型乗合タクシーを運行する。
高齢者の公共交通の運賃無料化事業	75 歳以上の方を対象に二本松市内における公共交通（路線バス、デマンドタクシー、ようたすカー等）の無料化を実施する。
ごみ出し支援戸別収集事業 (高齢者)	家庭ごみを集積所に出すことが困難な高齢者で構成される世帯に対し、家庭ごみの戸別収集を実施し、高齢者の日常生活の負担を軽減する。
ごみ出し支援戸別収集事業 (障がい者)	家庭ごみを集積場に出すことが困難な障がい者で構成される世帯に対し、家庭ごみの戸別収集を実施し、障がい者の日常生活の負担を軽減する。
障がい者福祉の充実 (治療材料、衛生器材の給付他)	下肢・体幹を含む身体障害者手帳 1・2 級所持者または手帳を所持していない人工肛門、膀胱造設者に対し、日常に必要な治療材料または衛生器材を購入する際に使用できる給付券を交付する。
人工透析患者通院交通費の助成	腎臓機能障害の身体障害者手帳を所持していて、片道の通院距離が 1.5km 以上であり、月当たりの交通費が 5 千円を上回る、本人、扶養義務者の所得が制限額未満、以上の条件を全て満たす対象者に助成する。

序論

基本構想

基本目標 1

基本目標 2

基本目標 3

基本目標 4

方策の柱

資料編

事業名	事業内容
軽中等度難聴児補聴器購入費等の助成	早期の言語の習得、教育等における健全な発達の支援等を図るため、程度の重くない難聴児の補聴器購入を支援する。
タクシー料金等の助成	身体障害者手帳（個別の等級）下肢1・2級、体幹1・2級、視覚1級もしくは療育手帳Aを所持する方に市指定のタクシー会社またはガソリンスタンドで利用できる受給券を交付する。
在宅酸素療法者電気料金の助成	呼吸器や心臓障害、または筋ジストロフィー等の疾病により在宅で酸素濃縮器または人工呼吸器を使用している所得税非課税の方に対し、電気料金の一部を助成する。
寝具洗濯乾燥サービス事業	要介護3以上の認定を受けた65歳以上の在宅高齢者および移動、入浴、食事、着替えについて、全面的に介助を要する65歳未満の重度身体障がい者を対象に年2回無料で寝具洗濯乾燥サービスを実施する。
訪問理美容サービス事業	要介護3以上の認定を受けた65歳以上の在宅高齢者および移動、入浴、食事、着替えについて、全面的に介助を要する65歳未満の重度身体障がい者を対象に年2回無料で訪問理美容サービスを実施する。
障がい者支援施設整備助成事業	社会福祉法人等が国庫、県補助金の対象となる社会福祉施設等の整備を行う場合に、社会福祉法人等に対し、事業費の一部を助成する。
特定疾患患者等見舞金の支給	毎年10月1日現在において、二本松市に住所を有する特定疾患患者またはその保護者を対象に年1回の見舞金を支給する。
在宅介護者激励金の支給	二本松市に住所を有する65歳未満の在宅重度障がい者で寝たきり状態の者を介護している方を対象に激励金を支給する。
重度心身障がい児通学支援事業	特別支援学校への自立通学が困難な児童・生徒の保護者に対し、保護者の負担軽減および在宅生活の維持を図ることを目的に通学支援金を支給する。
車いす貸与事業	疾病および身体障がい等で一時的に車いすを必要とする者に3カ月以内の期間で車いすを貸与する。
地域生活支援事業（相談支援事業）	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門的職員を基幹相談支援センターに配置し、地域における相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施する。
地域生活支援事業（意思疎通支援事業）	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対し、手話通訳等の方法により、障がい者等とその他の者との意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図る。
地域生活支援事業（日常生活用具給付等事業）	重度障がい者等の日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与する。
地域生活支援事業（移動支援事業）	地域における自立生活および社会参加を促すため、屋外での移動が困難な障がい者等に対して、外出のための支援を行う。

事業名	事業内容
地域生活支援事業 (訪問入浴サービス事業)	身体障がい者の生活を支援するため、訪問入浴車派遣による入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。
地域生活支援事業 (知的障がい者職親委託制度事業)	知的障がい者の自立更生を図るため、一定期間、知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導、技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高める。
地域生活支援事業 (日中一時支援事業)	障がい者等の家族の就労支援および障がい者等を日常的に介護している家族に一時的な休息を提供するため、障がい者等の日中における活動の場を確保する。
地域生活支援事業 (社会参加支援事業)	障がい者等の社会活動への参加の促進を図るため、レクリエーション活動や芸術文化活動の振興、視覚障がい者向けの音声広報の発行等を行う。
地域生活支援事業 (発達障がい児支援事業)	発達障がい等の児童の保護者の子育てに対する負担の軽減を図るため、保護者を対象に子どもの行動の捉え方、対応方法を学ぶ場を提供する。あわせて支援者の技術向上の場とする。
手話奉仕員養成、手話通訳の普及推進	意思疎通を図ることに困難がある障がい者等が、自立した日常生活または社会生活を送ることができるよう、手話で日常会話を行うために必要な手話語彙および手話表現技術を習得した者を養成する。
地域生活支援拠点等の整備事業	障がい者、児の地域での生活を今まで以上に支えることができるよう、既存の障がい福祉の枠組みや考え方にとらわれることなく、より緊密な連携やネットワークの確立を図り、圏域全体で支えていく体制を作る。
重度心身障がい者医療費給付事業	重度心身障がい者を対象に、医療費の一部負担金および徴収金の給付を行い、障がいのある方と家族の経済的負担を軽減する。

## 施策 2-2

# 地域で支えあう福祉のまち



### 現状と課題

高齢化に伴い、一人暮らしや寝たきり、認知症、さらには障害者手帳を持つ人など支援が必要な市民は多くなっています。

このため、高齢者や障がい者への福祉サービスや支えあいがバラバラに提供されるのではなく、それぞれの地域の特性に応じて、複数の課題を持つ世帯を包括的に支援し、必要なサービスが提供されるよう、地域ぐるみの包括的な支援体制である「地域包括ケアシステム」の構築が一層求められています。

また、本市では、市内の各地区において社会福祉協議会を立ち上げ、地域福祉を推進していますが、今後も国が提唱する「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けた取り組みのさらなる推進が必要です。

### 基本方針

包括的な支援を行うための窓口を充実させ、支援内容の調整を図るとともに、医療機関やボランティア、NPO法人、団体等との連携強化により地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

また、地域の福祉活動を担う社会福祉協議会や民生委員・児童委員、NPO法人、関係団体等の活動を支援するとともに、住民が福祉活動に参加しやすい環境づくりを推進することで、互いに助けあい支えあう地域福祉の推進を図ります。

### 主な取組事項

事業名	事業内容
民生委員・児童委員の活動支援	民生委員・児童委員が、地域福祉の推進者として、社会奉仕の精神を持って要援護者の相談・支援が行えるよう福祉サービス等の情報提供や福祉制度について周知啓発を行い、関係機関と連携を図る。
社会福祉協議会活動推進事業	地域福祉の推進を図るため、社会福祉協議会の福祉活動専門員の設置等に対し、人件費の補助を行う。
地域福祉計画策定	共生社会の実現に向けた、地域福祉を推進するため令和5年度から令和9年度までの第2期計画を策定する。
敬老事業	長寿を祝うため、婦人会等の団体に委託し、年度内に75歳以上になる方を対象に敬老会を実施する。100歳を迎えた方には賀寿状と祝金を贈呈する。

事業名	事業内容
緊急通報装置設置事業	65歳以上の一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に対し、緊急通報装置を貸与し、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り安心した生活が送れるようにする。
老人クラブ活動等社会活動促進事業	高齢者の生きがいづくりや健康増進、教養の向上、社会参加の促進を図るため、老人クラブが行う事業に対して助成を行う。
シルバー人材センター活動促進事業	地域の高齢者に働く機会を確保・拡大し、生きがいの充実と生活の安定を図るため、二本松市シルバー人材センターに対し運営補助を行う。
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターの委託により、市民の活動による地域づくりを考える第2層協議体を各包括支援センター単位に設置する。第2層協議体同士の情報交換等により、第1層協議体にて市全体の取り組みとして検討する等地域のサービス構築を目指す。
地域包括ケア推進管理運営事業	地域包括支援センター運営協議会を介護保険運営協議会と同時開催し、年2回程度開催する。ただし、介護保険高齢者福祉計画策定年は数回開催し、計画策定および市民アンケート等の実情把握も実施する。
介護者激励金の支給	要介護4・5と認定された65歳以上の高齢者を在宅で6カ月以上介護している方に対し、慰労と福祉の増進を目的として、激励金を給付する。
家族介護用品の支給	要介護1以上と認定された65歳以上の在宅高齢者で常時介護用品を必要とする方を介護している方に対し、経済的負担の軽減を目的に、介護用品給付券を発行する。
災害時要援護者避難支援事業	災害時要援護者（高齢者や障がい者等）からの申請に基づき、緊急連絡先や避難支援者等を記載した「個別計画」を作成し、災害が発生した場合、あるいはその恐れがあるとき、円滑で迅速な支援が行えるようにするための体制づくりを進める。
高齢者虐待防止ネットワーク連絡会議の開催	高齢者が地域で安心した生活を送ることができるよう、高齢者虐待の防止、早期発見および早期対応を図るため、医師会や警察署等の関係機関で構成される高齢者虐待防止ネットワーク連絡会議を開催する。
認知症予防	地域包括支援センターと協働し、脳トレを中心とした地域型認知症予防教室を開催する。また、通いの場での活用ツールとして脳トレについての情報提供を行う。
認知症高齢者等見守り事業	各地域包括支援センターと市で連携協力しながら養成講座等を通じ、地域で認知症の人や家族を支援できるよう「認知症サポーター」の育成を図るとともに、行方不明等の緊急時に早期に対応できるよう「認知症高齢者等見守りQRコード」を交付する。

施策  
2-3

社会保障制度の充実



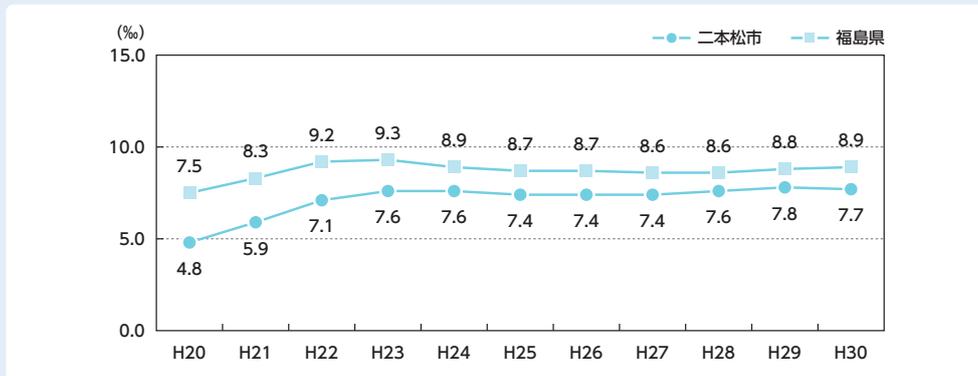
現状と課題

社会経済の変化などの影響を受けて、生活に困窮する世帯が増加しています。本市では、これまでも生活困窮世帯への相談支援を行ってきましたが、相談内容が複雑・多岐にわたるケースが増加しており、適切な制度運用と一層の自立支援が求められています。

また、本格的な高齢社会を迎え、医療、介護、年金等の社会保障制度の安定的で健全な運営に努めていく必要があります。

関連データ

生活保護法による保護率



※%はパーミル：千分率

出典：「福島県社会福祉課業務資料」（福島県）／各年度

基本方針

生活保護受給者の増加の抑制に向けた早期支援に努めるとともに、生活保護制度の適切な事務執行と、生活困窮者の自立支援に向けた相談体制等の充実を図ります。

また、国民健康保険や後期高齢者医療制度の健全な運営に向けて、健康づくり事業、重複頻回受診者個別訪問指導、後発医薬品<sup>※16</sup>の利用促進等を積極的に行うことに加え、適切な医療の確保と医療費の適正化を推進するため、広域連合との連携を強化します。

さらに、老後の安定した生活のため、年金事務所等と連携した国民年金制度の周知に努めるとともに、複雑な年金制度についての市民の身近な窓口として相談業務を充実します。

※16 厚生労働省の許可を得て製造販売される、新薬と同じ有効成分を含む医薬品のこと。ジェネリック医薬品。

## 主な取組事項

事業名	事業内容
生活困窮者の自立促進 (自立相談支援事業)	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対し自立の促進等を図ることを目的として、相談窓口を設置する。
生活困窮者の自立促進 (住居確保給付金事業)	離職等により、経済的に困窮し住宅を喪失した者または喪失する恐れのある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、それらの者の住宅および就労機会の確保に向けた支援を行う。
生活困窮者の自立促進 (就労準備支援事業)	雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行う。
国保の健全な運営 (国保特会繰出)(国保財政安定化支援事業分)	国民健康保険財政の健全化および保険税負担の平準化に資するため、保険基盤安定制度に基づく保険税軽減額が多いこと(低所得者負担能力補填分)に対する支援措置および高齢被保険者を一定割合以上抱える保険者に対する支援措置として、一般会計からの繰出しを行う。
国保の健全な運営 (国保特会繰出)(低所得者に係る保険税軽減相当額)	国民健康保険特別会計の財政基盤の安定・強化を図るため、保険基盤安定制度による低所得者に対する保険税軽減相当額について、一般会計からの繰出しを行う。
後期高齢者医療制度の健全な運営 (負担金・繰出金)	後期高齢者医療特別会計に係る人件費、事務費、健診事業費および保険基盤安定負担金の繰出しを行う。
家族介護教室の開催	介護方法の指導、高齢者を介護している家族等の支援を行い、身体的・精神的負担の軽減へつなげるため、各地域包括支援センターへ委託し、市と連携、協力しながら教室を実施する。
家族介護継続支援事業	要介護4・5に該当する市民税非課税世帯の在宅高齢者で、過去1年間に介護保険サービスを受けていなかった者を介護している家族に慰労金を支給する。
介護相談員の養成と事業所への派遣	介護サービスの質的な向上を図るため、介護相談員が介護サービスの場を訪ね、利用者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う。
食の自立支援(配食サービス)事業	65歳以上の一人暮らし高齢者等を対象に安否確認を兼ねて、栄養のバランスのとれた食事(昼食のみ)を月～金曜日に提供する。
自立支援型地域ケア会議の開催	多職種(6専門職)の専門的な助言のもと、要支援者等の生活課題の解決や状態の改善に向け検討する地域ケア会議で、高齢者のQOL <sup>※17</sup> の向上や介護サービスの質の向上により、要支援・要介護認定率の低下などを目指す。
地域包括支援センター業務委託	中学校校区を基本とした市内6地域の地域包括支援センターの運営を委託し、3職種(保健師または看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャー)と認知症地域支援推進員の配置により、高齢者福祉サービスの充実を目指す。

※17 Quality of life の略。「生活の質」を示す概念であり、主に医療や福祉の分野で用いられる、生きる上での満足度をあらわす指標のひとつ。

# 政策 3 生涯学習・生涯スポーツの推進

## 目指す指標

指 標 名	現状値	目 標 値	
	令和元年度	令和7年度	令和12年度
市民講座の年間受講者数	987人	1,100人	1,200人
文化センター等年間利用者数	66,462人	67,000人	68,000人
市立図書館・公民館図書室貸出冊数(人口1人当たり年間)	3.83冊	4.35冊	4.63冊
総合型地域スポーツクラブ会員数	1,663人	1,800人	1,900人
社会体育施設利用者数	606,949人	620,000人	630,000人

### 施 策

## 3-1

### 生涯学習機会の提供



## 現状と課題

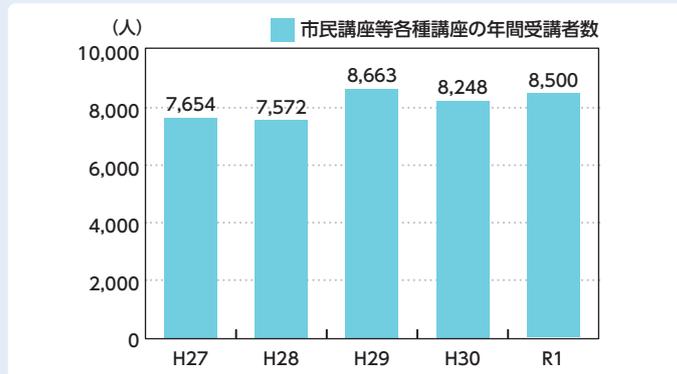
本市では、市民講座や市民大学セミナーなど各種講座を開催し、学習の機会の場を提供するとともに、図書ボランティアなどの活動を支援しています。特に若い世代に向けた講座の開催にあたっては、SNS等を用いて周知・募集を行っていますが、市民の余暇の過ごし方やライフスタイルの多様化などを背景に、受講者数が減少傾向にあり、また既存講座についても受講者の固定化がみられます。

市民が主体的に学び続けることは生きがいにつながる重要な取り組みです。学習した成果が地域活動等に生かされることにより、市民文化の振興や地域の活力維持、地域づくりの基盤である人づくりにつながることを期待できるため、市民の学びへの一層の支援が必要です。

また、文化センター等では、市民文化の振興や市民の余暇活動の充実を目指し、生涯学習の機会を提供していますが、誰もが気軽に文化芸術に触れる機会や学習内容の充実に努める必要があります。

関連データ

市民講座等各種講座の年間受講者数



出典：「生涯学習課資料」（二本松市）／各年度

基本方針

それぞれのライフステージやライフスタイルに応じて、誰もがいつでも学べる機会を提供することができるよう、多様なニーズに応じた学習プログラムを充実させるとともに、関係団体の育成を図るなど市民の自主的な学習活動を支援します。

また、生涯学習活動の拠点である文化センター等においては、他自治体とも連携を図りながら、市民が優れた文化芸術に親しみ、触れる機会を充実させることにより、教養や感性を深め、豊かな心の醸成に努めます。

主な取組事項

事業名	事業内容
生涯学習プログラムの充実 (家庭教育学級・女性学級・高齢者学級事業、市民講座、市民大学セミナー等)	公民館において、それぞれのライフステージを通して誰もがいつでも学べる機会を提供することができるよう、多様なニーズに応じた学習プログラムを充実させた学級および講座等を開催する。
自主事業公演	市民の教養や感性を深め、豊かな心の醸成を図るとともに、センターの利用促進のため自主事業公演を行う。

序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

方策の柱

資料編

施策  
3-2

生涯学習環境の整備



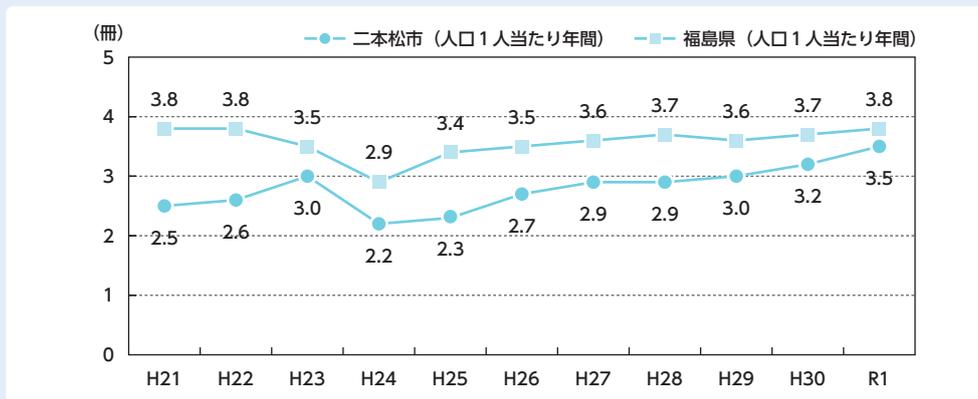
現状と課題

生涯学習施設の拠点である公民館については、施設の老朽化に対応し、改修等を行ってきました。市民がいつでも安全・安心・快適に学ぶことができるよう、今後は老朽化が進む文化センターや二本松図書館なども含めた、社会教育施設の安全・安心の確保や生涯学び続けることのできる環境の整備・充実が必要です。

また、図書館では蔵書検索ネットワークシステムの導入など情報拠点としての利便性向上に努めており、利用者は増加傾向にあります。読書は、知識や教養に加え、豊かな心、論理的な思考力や想像力を育むことのできる、有効な生涯学習のひとつであるため、今後も蔵書の充実や利便性向上に努める必要があります。

関連データ

市立図書館貸出冊数（人口1人当たり年間）



出典：「生涯学習課資料」（二本松市）／各年度

基本方針

生涯学習や文化活動の拠点となっている各施設、公民館等については、設備改修等により、利用者にとって快適で機能的な施設とするとともに気軽に利用できる学習の場として活用を図ります。

また、地域公民館を生涯学習や交流の場として位置付け、地域の多様なニーズに応えることができるよう、施設の有効活用および計画的な改修を図ります。

図書館については、市民にとってより身近な施設となるよう講演会や講座を開催するとともに、「来て、楽しい」魅力ある図書館を目指します。特に、二本松図書館については、市の

中核図書館として参考図書の充実を図り、必要な資料を求める市民に対し、レファレンスサービス<sup>※18</sup>を通じた適切な資料や情報を提供します。

### 主な取組事項

事業名	事業内容
社会教育施設管理・運営	市内の文化センター、公民館等について、管理・運営を行い、利便性の向上を図る。

※ 18 利用者が必要な資料や情報について、図書館員が図書館資料を使って答えたり、調べている事柄の分かる情報源を提示・照会するサービスのこと。

施策  
3-3

生涯スポーツの振興



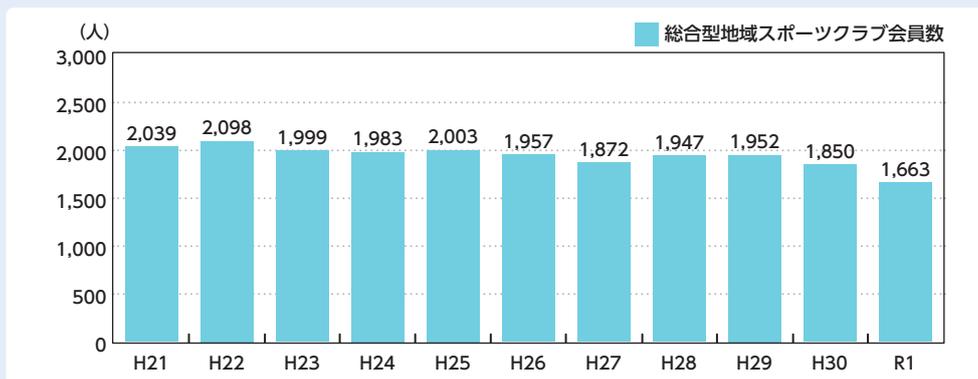
現状と課題

本市では、生涯スポーツの推進にあたり、総合型地域スポーツクラブの運営や体育協会を中心としたスポーツイベントへの助成を行うとともに、体育館やプールの整備、スポーツ選手の育成・強化を進めてきました。

引き続きスポーツ・レクリエーションを振興していくにあたり、健康づくり運動と連携した取り組みが求められており、健康増進を目的とするスポーツの充実や市民がいつでも身近に運動できるような環境の整備、効率的なスポーツ施設の活用などを行っていく必要があります。

関連データ

総合型地域スポーツクラブ会員数



出典：「生涯学習課資料」（二本松市）／各年度

基本方針

子どもから高齢者まで、多くの市民が定期的にスポーツに親しむことができるよう、運動施設の整備を進めるとともに、既存施設については老朽化の状況や利用ニーズに即した施設・設備の改修を計画的に進めます。また、スポーツ施設と近隣の観光施設が相互に連携することで、気軽にスポーツに親しめる機会を拡大し、利用者の増加と地域の活性化につなげます。

加えて、市民がスポーツを始めるきっかけ作りとして、体操やウォーキングなど時と場所を選ばず手軽に実践でき習慣化しやすい運動を推進するとともに、スポーツと健康を組み合わせた取り組みを行うことで、市民の健康な心と体を育みます。

さらに、スポーツ人口の底辺拡大を図るために各地域にある総合型地域スポーツクラブの運営支援を行い、スポーツの楽しさを実感し高い目標を持って成長できる選手の育成に努めます。

主な取組事項

事業名	事業内容
屋内市民プール管理運営事業	管理運営を指定管理者とし、施設利用の安全管理のほか民間のノウハウを生かし利用促進を図り、市民の健康づくりや体力の向上を支援する。
パークゴルフ場整備の検討	大会等を誘致し周辺施設を含めた利用促進を図るとともに幅広い年代が楽しめる機会を提供するため、市内にパークゴルフ場の整備を検討する。
芝生広場の整備	杉内多目的広場を芝生広場（サッカー場等）に改修し、人工芝2面の公認サッカー場を整備する。
スポーツ力向上事業	市民の健康維持促進を図るため、指導者向けの講座や種目別強化講習会の実施、また全国大会等出場者への激励金贈呈、総合型地域スポーツクラブへの補助などを行う。
社会体育施設等の管理・運営	施設利用の安全管理と市民の健康づくりや体力向上のため、環境整備を行う。

序論

基本構想

基本目標1

基本目標2

基本目標3

基本目標4

方策の柱

資料編

